

壬生野放課後児童クラブの
管理に関する基本協定書（案）

目 次

第1章 総 則	1
第1条（趣旨）	1
第2条（指定管理者の指定の意義）	1
第3条（公共性等の趣旨及び民間事業者の管理の尊重）	1
第4条（信義誠実の原則）	1
第5条（用語の定義）	1
第6条（適用関係）	2
第7条（管理物件）	2
第8条（指定期間等）	2
第9条（事業年度）	2
 第2章 本業務の範囲及び管理の基準.....	3
第10条（本業務の範囲）	3
第11条（甲が行う業務の範囲）	3
第12条（管理の基準）	3
第13条（業務の範囲及び管理の基準の変更）	4
 第3章 本業務の実施.....	4
第14条（本業務の実施）	4
第15条（施設等の維持保全等）	4
第16条（第三者による実施）	4
第17条（事件・事故等の防止及び対応体制）	5
第18条（緊急時の対応）	5
第19条（業務休止の指示）	5
第20条（秘密の保持）	5
第21条（個人情報の保護）	5
第22条（情報公開）	6
第23条（文書管理）	6
第24条（人権の尊重）	6
第25条（暴力団の排除）	6
第26条（連絡調整等）	6
第27条（甲による調査等への対応）	6
第28条（甲による改善の指示への対応）	6
第29条（事前準備）	6
第30条（市政への協力）	7

第4章 備品等の取扱い.....	7
第31条（甲による備品等の貸与）.....	7
第32条（乙による備品等の購入等）.....	7
第33条（備品等の照合）.....	7
第5章 業務計画及び事業報告.....	8
第34条（業務実施計画書等）.....	8
第35条（月次業務報告書）.....	8
第36条（事業報告書等）.....	8
第6章 指定管理料及び利用料金.....	8
第37条（指定管理料）.....	8
第38条（指定管理料の変更）.....	9
第39条（指定管理料の精算等）.....	9
第40条（利用料金）.....	9
第41条（利用料金の額の決定）.....	9
第42条（経理の独立）.....	9
第7章 損害賠償及び不可抗力.....	10
第43条（損害賠償）.....	10
第44条（第三者への賠償）.....	10
第45条（保険）.....	10
第46条（不可抗力発生時の対応）.....	10
第47条（不可抗力によって発生した費用等の負担）.....	10
第48条（不可抗力による一部の業務実施の免除）.....	11
第8章 指定期間の終了に係る措置.....	11
第49条（業務の引継ぎ等）.....	11
第50条（原状回復義務）.....	11
第51条（備品等及び文書等の取扱い）.....	11
第52条（報告等の義務）.....	12
第9章 指定の取消し及び業務の停止.....	12
第53条（甲による指定の取消し等）.....	12
第54条（乙による指定の取消し等の申出）.....	13
第55条（不可抗力による指定の取消し等）.....	13
第56条（協定の解除）.....	13

第 10 章 その他	13
第 57 条（権利義務の譲渡等の禁止）	13
第 58 条（自主事業）	13
第 59 条（請求、通知等の方法等）	14
第 60 条（リスクの分担）	14
第 61 条（協定の変更）	14
第 62 条（モニタリングの実施）	14
第 63 条（解釈）	14
第 64 条（疑義についての協議）	15
別記 1 管理物件.....	16
別記 2 リスク分担表.....	17
別記 3 壬生野放課後児童クラブ指定管理業務仕様書.....	19

壬生野放課後児童クラブの管理に関する基本協定書（案）

伊賀市（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり、壬生野放課後児童クラブの管理に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、壬生野放課後児童クラブ（以下「本施設」という。）を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定（以下「指定」という。）を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用して本施設の管理を行い、利用者に提供するサービスを通じて、本施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成し、もって住民の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性等の趣旨及び民間事業者の管理の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

2 甲は、住民に対するサービスの質及び効率を向上させ、もって住民の福祉の一層の増進を図るため、乙の能力が最大限発揮されるよう、管理の実施に当たって、乙の実施方法や提案等を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し、及び信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定開始日 乙に本施設の管理を行わせる期間として甲が定めた指定の期間（以下「指定期間」という。）の開始日のことをいう。
- (2) 指定管理料 甲が乙に対して支払う本施設の管理に要する費用のことをいう。
- (3) 仕様書 本協定別記3 壬生野放課後児童クラブ指定管理業務仕様書のことをいう。
- (4) 自主事業 本協定及び仕様書に定める業務の範囲外において、乙が自己の責任と費

用において実施する事業のことをいう。

- (5) 年度協定 本協定に基づき、甲及び乙が指定期間中の各年度において締結する協定のことをいう。
- (6) 不可抗力 地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等の天災、戦争、テロ、暴動、火災等の人災、法令変更、その他甲又は乙の責めに帰すことのできない事由をいう。ただし、本施設の利用者数の増減及び発火原因が甲又は乙の責めに帰することが明白な火災は、不可抗力に含まない。
- (7) 法令 国の法律、施行令、通達、伊賀市の条例、規則、要綱等のことをいう。
- (8) 募集要項 壬生野放課後児童クラブ指定管理者募集要項のことをいう。
- (9) 募集要項等 募集要項、募集要項添付資料及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (10) 提案書 本施設の指定管理者の募集に対する申請に際し、乙が提出した事業計画書のことをいう。
- (11) 利用料金 条例の規定に基づき本施設の利用の対価として、利用者から乙に支払われる施設利用料のことをいう。

(適用関係)

第6条 甲及び乙は、募集要項等及び提案書に記載された事項がこの協定の一部を構成するものとみなされ、甲及び乙を拘束することを確認する。ただし、本協定、年度協定、募集要項等、提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先される。

(管理物件)

第7条 本協定の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理物件の内容は、別記1のとおりとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、管理物件を管理しなければならない。

(指定期間等)

第8条 指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであることを確認する。

2 本協定の期間は、本協定の締結の日から令和13年3月31日までとする。

(事業年度)

第9条 本施設の管理に係る事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲及び管理の基準

(本業務の範囲)

第 10 条 本協定に基づき乙が実施すべき業務（以下「本業務」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 人員配置等に関する事。
- (2) 施設の利用に関する事。
- (3) 施設の利用促進に関する事。
- (4) 利用料金に関する事。
- (5) サービスの向上に関する事。
- (6) 苦情対応に関する事。
- (7) 児童の安全確保に関する事。
- (8) 家庭や学校等関係機関との連携に関する事。
- (9) 保険の加入に関する事。
- (10) 情報管理に関する事。
- (11) 待機児童の解消に関する事。
- (12) 保護者説明会に関する事。
- (13) 本施設の施設及び設備の保守管理に関する事。
- (14) 備品等の取扱いに関する事。
- (15) 放課後児童健全育成事業に資する提案事業の企画及び実施に関する事。
- (16) 前各号に掲げる業務に係る計画、報告等に関する事。

2 前項各号（第 14 号を除く。）に掲げる業務の詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第 11 条 甲が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本施設を利用する権利に関する処分についての不服申立てに関する事。
- (2) 本施設の目的外使用許可に関する事。
- (3) 本施設の施設、設備及び備品等（乙が自己の費用により購入し、又は調達した備品等を除く。）の修繕（第 60 条第 1 項の規定により甲が自らの負担により行うこととなる修繕に限る。）に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法令において別に定めのある事。

(管理の基準)

第 12 条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない本施設の管理の基準は、仕様書に示すとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、提案書において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準による。

(業務の範囲及び管理の基準の変更)

第 13 条 甲又は乙は、本協定の締結後において、第 10 条に規定する本業務の範囲又は前条に規定する管理の基準に変更の必要が生じたときは、伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（以下「設置条例」という。）の改廃に伴う場合を除き、相手方に対する通知をもって変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。

3 第 1 項に規定する変更については、前項の協議において決定する。

4 前項の規定による本業務の範囲又は管理の基準の変更に伴う指定管理料の額の変更については、第 2 項の協議において決定する。

第 3 章 本業務の実施

（本業務の実施）

第 14 条 乙は、本協定、年度協定、設置条例その他の法令のほか、募集要項等及び提案書に従って本業務を実施するものとする。

2 乙は、前項に規定する本協定等に定める内容に対し不適合又は未達成とならないよう実施に万全を期すものとする。

（施設等の維持保全等）

第 15 条 本施設の施設、設備及び備品等（乙が自己の費用により購入し、又は調達した備品等を除く。）の増築、改築又は改造は、甲が自己の責任及び費用において実施する。

2 乙は、本施設の施設、設備及び備品等（以下「施設等」という。）について、甲が仕様書に定める基準に基づき、適切な維持保全等（第 11 条第 3 号の規定により甲が行う修繕を除く。）を行わなければならない。

（第三者による実施）

第 16 条 乙は、本業務を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

2 乙は、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、あらかじめ実施させる業務の内容、相手方等に関して甲に文書により申し出て、その承認を得なければならない。

3 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担しなければならない。

（事件・事故等の防止及び対応体制）

第 17 条 乙は、事件・事故等を防止し、及び施設の損害等を最小限に止めるため、事件・事故等の防止策及び発生時の対応等について定めたマニュアル等を作成し、従業員を指導しなければならない。

2 乙は、前項のマニュアル等に基づき、随時、施設の安全性やサービス内容について点検し、必要な措置を講じなければならない。

3 甲及び乙は、緊急時の連絡体制を共有しなければならない。

(緊急時の対応)

第 18 条 乙は、指定期間中、本業務の実施に関連して、又は本施設において事件・事故又は災害等の緊急事態が発生したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態が発生した旨を遅滞なく通報しなければならない。

2 乙は、緊急事態が発生したときは、甲と協力してその原因調査に当たるものとする。

(業務休止の指示)

第 19 条 甲は、地震、落雷、暴風雨、洪水、土砂崩壊等の天災、暴動、火災等の人災その他甲又は乙の責めに帰すことのできない事象が発生した場合において、本施設を安全に使用させることができないと認めるときは、乙に対し本施設を休止するよう命ずることができる。

(秘密の保持)

第 20 条 乙は、乙の役員若しくは本業務に従事する従業員又はこれらの者であった者が、本業務の実施に関し知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、指定期間が満了し、又は指定の取消しにより指定期間が終了した後においても、同様とする。

3 乙は、本業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合には、当該第三者に対しても前 2 項に規定する秘密の保持に関する措置を義務づけるものとする。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の個人情報の保護に関する法令を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び棄損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制を整備し、及び措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、指定期間が満了し、又は指定の取消しにより指定期間が終了した後においても、同様とする。

(情報公開)

第 22 条 乙は、伊賀市情報公開条例（平成 16 年伊賀市条例第 15 号）の趣旨にのっとり、本業務の実施に関して保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（文書管理）

第 23 条 乙は、本業務において作成し、又は取得した文書（文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。以下同じ。）を適正に管理しなければならない。

（人権の尊重）

第 24 条 乙及び本業務に従事する乙の従業員は、本業務の実施に当たり、利用者等の人権を最大限に尊重しなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき本業務を実施するため、本業務に従事する乙の従業員に対し、人権に関する研修を実施しなければならない。

（暴力団の排除）

第 25 条 乙は、本業務の実施に当たり、伊賀市が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱（平成 23 年伊賀市告示第 144 号）を遵守しなければならない。

（連絡調整等）

第 26 条 乙は、本業務を円滑に実施するため、甲及び関係機関との連絡及び調整等を図らなければならない。

（甲による調査等への対応）

第 27 条 乙は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 10 項の規定による本業務の業務又は経理の状況に関する報告の求め又は調査については、合理的な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

（甲による改善の指示への対応）

第 28 条 乙は、法第 244 条の 2 第 10 項の規定による指示を受けたときは、速やかに必要な具体的措置を講じ、その結果を甲の定める様式により甲に報告しなければならない。

（事前準備）

第 29 条 乙は、指定開始日前において、自己の責任と費用において本業務の実施に必要な準備業務を行わなければならない。

2 乙は、前項の準備業務の実施に当たり必要があるときは、甲に対して指定開始日前における本施設への立入りを申し出ることができる。

3 甲は、乙から前項の規定による申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除き、

その申出に応じなければならない。

- 4 乙は、指定開始日前において、本業務の実施に必要な資格の保有者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(市政への協力)

第 30 条 乙は、本業務の実施に当たっては、市政に関して協力するよう努めるものとする。

第 4 章 備品等の取扱い

(甲による備品等の貸与)

第 31 条 甲は、別記 1 管理物品に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を、無償で乙に貸与するものとする。

- 2 乙は、本業務の実施の用に供するため、備品等（Ⅰ種）を管理し、指定期間中、これを常に良好な状態に保つものとする。
- 3 甲は、備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を毀損し、又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第 32 条 乙は、本業務の実施のため、自己の費用により備品等を購入し、又は調達することができる。

- 2 乙が前項の規定により自己の費用により購入し、又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）は、乙に帰属する。
- 3 乙は、備品等（Ⅰ種）と備品等（Ⅱ種）とを明確に区別して管理しなければならない。この場合において、乙は、管理に必要な備品台帳を整備しなければならない。

(備品等の照合)

第 33 条 甲及び乙は、少なくとも毎年度末に、備品等（Ⅰ種）について、備品台帳と照合しなければならない。

第5章 事業計画及び事業報告

(事業実施計画書等)

第34条 乙は、本業務に関し、当該年度の事業実施計画書及び収支計画書を毎年度甲が指定する期日までに提出し、甲の承認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業実施計画書の内容を変更しようとするときは、甲と乙との協議により決定するものとする。

(月次業務報告書)

第35条 乙は、本業務に関し、月次業務報告書を甲が指定する期日までに提出し、甲の確認を得なければならない。

(事業報告書等)

第36条 乙は、本業務に関し、毎年度終了後事業報告書及び収支決算書を甲が指定する期日までに提出し、甲の確認を得なければならない。この場合において、乙は、乙の団体等としての決算書を併せて提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が第53条第1項又は第55条第2項の規定により年度の途中において乙に対する指定を取り消した場合は、乙は、当該年度の当該日までの間の事業報告書及び収支決算書を指定が取り消された日から30日以内に提出しなければならない。

3 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておかなければならない。

4 乙は、第24条第2項の規定による人権に関する研修の実施について、人権研修実施報告書を甲が指定する期日までに提出しなければならない。

5 甲は、必要があると認めるときは、月次業務報告書、事業報告書又は人権研修実施報告書の内容及びそれらに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができる。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第37条 甲は、本業務の実施に要する費用として、乙に対して指定管理料を支払う。指定期間を通じ甲が支払う指定管理料の総額は、●●●●●●●●●●円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細は、年度協定に定める。

(指定管理料の変更)

第 38 条 甲及び乙は、突発的な事情により当初合意した指定管理料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して指定管理料の変更を申し出ることができる。

2 甲及び乙は、前項に定める変更の申出があったときは、協議しなければならない。

3 指定管理料の変更の要否及び金額については、前項の規定による協議により決定する。

4 甲は、乙が本業務の一部を実施しなかった場合において、当該未実施の業務に要する費用が指定管理料に含まれているときは、当該業務の費用について、指定管理料を減額することができる。

(指定管理料の精算等)

第 39 条 甲は、乙が本協定による管理の水準を満たして本業務を実施した場合において、その経営努力により余剰金が発生したときは、精算による返還を求めないものとする。

2 甲は、本業務の実施に当たり、利用料金収入の減少又は費用の増加により指定管理料が不足した場合においても、補填は行わないものとする。ただし、本協定に特別の定めがある場合については、この限りでない。

(利用料金)

第 40 条 乙は、設置条例第 12 条の規定に基づき、指定期間中の本施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、自己の収入として収受するものとする。

2 乙は、指定期間外の利用料金を収受したときは、甲又は甲が指定するものに円滑に引継がなければならない。

(利用料金の額の決定)

第 41 条 利用料金の額は、設置条例第 10 条第 2 項で定める額の範囲内において、甲の承認を得て乙が定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

(経理の独立)

第 42 条 乙は、本業務の実施に係る経理については、自主事業その他の事業の経理と区分して整理しなければならない。

2 乙は、本業務の実施に係る収入及び支出を独立した管理口座で管理するものとする。ただし、独立した管理口座で管理することによらず収入及び支出を適切に管理できると甲が認めるときは、この限りでない。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償)

第43条 甲は、その責めに帰すべき事由による本協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により本協定の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、前項に定める場合のほか、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。この場合において、甲は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第44条 乙は、本業務の実施に当たって乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自己の負担においてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により第三者に発生した損害について甲が乙に代わって第三者に賠償をしたときは、当該賠償に要した費用を補償しなければならない。

(保険)

第45条 本業務の実施に関し、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 火災保険（社団法人全国市有物件災害共済会）

2 本業務の実施に関し、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 施設・指導員賠償責任保険（保険金額はてん補限度額対人1人2億円以上、1事故5億円以上、対物1事故500万円以上とする。）

(2) 児童損害保険（利用児童に係る損害保険料を保護者から徴収すること。）

(不可抗力発生時の対応)

第46条 乙は、不可抗力により甲又は乙に損害、損失又は増加費用が生ずる恐れがあるときは、早急に適切な対応措置を講じ、当該不可抗力により生ずる損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第47条 乙は、本業務の実施に関し乙に生じた損害、損失又は増加費用が不可抗力に起因するものと思料するときは、その内容や程度の詳細を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、損害等の状況を確認した上で乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 前項の規定により乙に生じた損害、損失又は増加費用が不可抗力に起因するものと決定したときは、当該損害等については、合理性の認められる範囲で甲が負担する。ただし、

乙が付保した保険により補てんされる金額相当分については、この限りでない。

- 4 乙による本業務の実施に関し、不可抗力に起因する損害、損失又は増加費用が甲に生じたときは、当該損害等については、甲が負担する。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 48 条 乙は、前条第 2 項の協議により不可抗力の発生により本業務の一部が実施できないと認められたときは、不可抗力により受ける影響の限度において、本協定に定める義務を免れる。

第 8 章 指定期間の終了に係る措置

(業務の引継ぎ等)

第 49 条 乙は、指定期間が満了し、又は指定の取消しにより指定期間が終了するときは、本施設の管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 甲は、前項の引継ぎに先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができる。

- 3 乙は、甲から前項の規定による申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 50 条 乙は、指定期間が満了し、又は指定の取消しにより指定期間が終了するときは、甲の指定する期日までに、乙の負担により、施設等を指定開始日時点の原状に回復し、甲に明け渡し、及び引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めるときは、乙は、施設等の原状回復を行わずに、別途甲が定める状態で甲又は甲の指定するものに明け渡し、及び引き渡すことができる。

(備品等及び文書等の取扱い)

第 51 条 乙は、指定期間が満了し、又は指定の取消しにより指定期間が終了するときは、備品等（Ⅰ種）を甲又は甲が指定するものに引き渡さなければならない。

- 2 乙は、原則として、備品等（Ⅱ種）を自己の責任と費用において撤去するものとする。ただし、甲と乙との協議において両者が合意したときは、乙は、備品等（Ⅱ種）の所有権を放棄し、甲又は甲が指定するものに当該備品等（Ⅱ種）を引き渡すことができる。

- 3 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定の取消しにより指定期間が終了すると

きは、本業務の実施に必要な文書等を甲又は甲が指定するものに引き渡さなければならない。

(報告等の義務)

第 52 条 乙は、第 8 条第 2 項に規定する本協定の期間が満了し、又は第 56 条の規定により本協定が解除されたものとみなされた場合においても、指定期間に係る第 35 条、第 36 条又は第 62 条第 1 項の規定による報告等を行わなければならない。

第 9 章 指定の取消し及び業務の停止

(甲による指定の取消し等)

第 53 条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、法令及び本協定等に定める義務を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 乙が法第 244 条の 2 第 10 項の規定による報告の求めに対しこれに応じず、若しくは虚偽の報告を行い、又は同項の規定による調査を妨げたとき。
- (3) 乙が法第 244 条の 2 第 10 項の規定による甲の指示に従わないとき。
- (4) 乙が本施設の募集要項に定める資格要件を失ったとき。
- (5) 乙がその経営状況の悪化等により本業務を継続することが不可能又は著しく困難になったとき。
- (6) 本施設が公の施設として廃止されることとなったとき。
- (7) 次条第 1 項の規定による指定の取消しの申出があったとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙を指定管理者に指定することが適当でないとき。

2 甲は、前項（第 6 号を除く。）の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失又は増加費用が生じても、その賠償の責めを負わない。

3 乙は、第 1 項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じたときは、甲に対して当該損害を賠償しなければならない。

(乙による指定の取消し等の申出)

第 54 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対して指定の取消し又は本業務の全部若しくは一部の停止を申し出ることができる。

- (1) 甲が本協定上の義務を履行しなかったとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。

2 甲は、前項の規定による申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し等)

第 55 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により本業務の継続が困難であると思料するときは、相手方に対して指定の取消し又は本業務の全部若しくは一部の停止に関する協議を求めることができる。

- 2 甲は、前項の協議により本業務の継続が困難であると判断されたときは、指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。
- 3 前項の規定による指定の取消し又は本業務の全部若しくは一部の停止によって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙との協議により決定する。

(協定の解除)

第 56 条 甲及び乙は、第 53 条又は前条の規定により甲が指定を取り消したときは、本協定は解除されたものとみなす。

第 10 章 その他

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 57 条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(自主事業)

第 58 条 乙は、本業務の実施を妨げない範囲において、本施設を使用して自主事業を実施することができる。

- 2 乙は、自主事業を実施しようとするとき(設置条例に規定する本施設の使用の許可を受けて実施する場合を除く。)は、自主事業に係る計画書を事前に甲に提出し、承認を得な

なければならない。この場合において、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲及び乙は、前項の協議により、自主事業の実施条件等を別に定めることができる。

(請求、通知等の方法等)

第 59 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、文書により行う。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。

(リスクの分担)

第 60 条 本業務に関するリスクの分担は、本協定に特別の定めがある場合を除き、別記 2 に示すリスク分担表のとおりとする。

2 前項に定めるリスクの分担により乙が自らの負担により施設等の修繕を行う場合であって、その原因となる施設等の破損等が第三者の責めに帰すべきものであるときは、乙は、当該第三者に対して当該施設等の破損等による損害の賠償を求めるものとする。この場合において、第三者が特定できないとき、又は第三者が当該損害の賠償に応じないときは、甲と乙との間で協議の上、対応を決定する。

(協定の変更)

第 61 条 本業務に関し、その前提条件又は内容の変更その他特別の事情が生じたときは、甲と乙とが協議の上、本協定の規定を変更することができる。

(モニタリングの実施)

第 62 条 甲及び乙は、本業務の実施に関し、それぞれ所定の評価及び報告を行うものとする。

2 甲は、前項の評価の結果、乙に対して指導及び助言並びに勧告をすることができる。

3 乙は、前項の規定により甲が指導若しくは助言又は勧告をしたときは、当該指導若しくは助言又は勧告に対し必要な措置を講ずるものとする。

(解釈)

第 63 条 乙は、甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について、甲がその責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 64 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲と乙との協議によりこれを定める。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲

所在地 伊賀市四十九町 3184 番地

名 称 伊賀市

代表者 伊賀市長 稲 森 稔 尚 印

乙

所在地

名 称

代表者

別記 1 管理物件

1 管理施設

名称	壬生野放課後児童クラブ
所在地	伊賀市川東 1659 番地 5
施設規模	延床面積：120.49 m ²
施設構造等	建物：鉄骨造平屋建

2 管理物品

種類	数量	備考
AED	1	
消火器	1	
机類	1 9	
椅子類	3 6	
箱庫類	4	
棚類	2	
台類	1 1	
情報処理機器	1	
通信・音響機器類	2	
標示器具類	1	
冷暖房空調機器類	1	
厨房機器類	2	
清掃器具類	1	

別記2 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容		リスク負担者		
			市	指定 管理者	協議 による
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの				○
	上記以外のもの			○	
資金調達	資金調達不能による管理の中断等			○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加			○	
法令変更	管理に直接影響する法令等の変更				○
税制変更	消費税及び地方消費税の率等の変更				○
	法人税、法人住民税の率等の変更			○	
	上記以外のもの				○
許認可等	市が取得すべき許認可等の取得又は更新がなされないことによるもの		○		
	指定管理者が取得すべき許認可等の取得又は更新がなされないことによるもの			○	
管理内容の変更	市の施策の変更による変更		○		
	指定管理者の発案による変更			○	
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理開始の遅延				○
需要変動	外的要因による大規模なもの				○
	上記以外のもの			○	
事業の中止・延期	指定管理者の事業放棄、破綻			○	
	市の指示によるもの（指定管理者の責めによるものを除く。）		○		
管理の中断・中止	市の責めによるもの		○		
	指定管理者の責めによるもの			○	
	上記以外のもの				○
施設及び設備の修繕	指定管理者の故意又は過失によるもの			○	
	設計・構造上の原因によるもの		○		
	上記以外のもの	1件当たり10万円以内のもの		○	
		1件当たり10万円を超えるもの	○		
備品等の修繕	備品等（Ⅱ種）の修繕			○	
	上記以外のもの	1件当たり10万円以内のもの		○	

	の修繕	もの			
		1 件当たり 10 万円を超えるもの	○		
利用者等への対応	事業に関連して取得した個人情報の漏えい等による利用者等への対応			○	
	施設管理、事業内容に関する利用者等からの苦情、要望への対応			○	
募集要項等	募集要項等の瑕疵又は不備によるもの		○		
支払の遅延	指定管理料の支払遅延によるもの		○		
	上記以外のもの			○	

別記 3 壬生野放課後児童クラブ指定管理業務仕様書